

未収利息の計上見合わせ

Q : 当社は、下請会社に対して金銭を貸し付けていますが、下請会社の業績が悪いので、利息が未収になっています。このような利息であっても収益に計上しなければなりませんか？

A : 一定の事由に該当する場合は、未収利息を益金の額に算入しないことができます。

【解説】

貸付金に係る利息は、原則として、その利息の計算期間の経過に応じて、その事業年度に係る金額を益金の額に算入することとされています。

しかし、貸付先に次の事実が生じた場合には、その事業年度に係る利息は益金の額に算入しなくてもよいこととされています。

①貸付先が債務超過の状態に陥っていることその他相当の理由により、その支払いを督促したにもかかわらず、その事業年度終了の日前6ヶ月以内にその支払期日が到来したものの全額がその事業年度末において未収となっており、かつ、その他の利息についても支払いを受けていないか又は極めて少ないこと

②債務者につき債務超過の状態が相当期間継続し、事業好転の見通しが無いこと、債務者が天災事故、経済事情の急変等により多大の損失を蒙ったことその他これらに類する事由が生じたため、その貸付金の全部又は相当部分につき回収が危ぶまれるにいたったこと

③会社更生法や商法の規定による会社の整理その他これに類する法律上の整理手続が開始されたこと等一定の場合

